

黒塗りじゃわかりません！ 何も隠さず全開示を！！

第5回口頭弁論 2017年3月3日(金)13時40分

803号法廷(東京地裁8階)に集まろう！

<第4回 報告>

2017年1月27日、第4回口頭弁論がありました。ご支援をありがとうございました！！

Aさんは条例や慣行の説明を繰り返すばかりの東京都に対して、

- ・ 「慣行」は社会的障壁である
- ・ 国および地方公共団体には社会的障壁の除去の実施する責務がある
- ・ 正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことは「不当な差別的取扱い」にあたるなどを、障害者基本法、障害者差別解消法、差別解消法の基本方針に沿って指摘しました。

また「Aさんに被害関係妄想が有る」という不確かな前提の上で、開示すれば自傷他害をしたり、病院の適正な業務の遂行を妨げるかのようなおそれがある、という東京都の主張に対しては、事実経過の説明とともに客観的に了解可能であると反論し、裁判所の要請があれば主治医の意見書も提出できると述べました。

裁判官から意見を求められた東京都は「本件処分と無関係なので意見は考えていない」などと述べたので、今回は判決かと思いましたが、裁判官は「慣行として開示しないというのは理由になっていない」、「一般と異なる取扱いは差別である」という指摘について少し検討していただきたいと述べて、東京都は書面で意見をまとめることになりました。

今後については「だんだん議論が深まっているので、次回の被告書面に反論があれば主張していただき、裁判所が判断する」という見通しが説明されて、Aさんの主治医意見書の必要性も被告書面を見た上で検討されることになりました。

みなさまの関心が大きな力になります。

3月3日(金)13時40分 引き続き支援の傍聴をよろしくお願いいたします！

【背景】(* 以下【背景】と A さんからみなさんへのメッセージは、前回のリーフレットと同じ内容です)

A さんは子どもの頃から家族による精神的、身体的な虐待を受けてきました。A さんが家庭内の嘘や問題を明らかにしようとするたびに、家族は精神科医と結託して精神疾患に結び付け、本人に内緒で薬をジュースに混ぜる、関係者と口裏を合わせて騙す、事実を黙らせるなどの対応を続けました。

措置入院の少し前には、家族は A さんについて「治安を乱さないように、しかるべき対応を講じるべきだというアドバイスを医師から受けている」ということを親戚へ話していました。措置入院はその延長上にあると思われます。事実関係の確認は、A さんの生活に欠かせない重要な事柄であり、権利です。

A さんは、措置入院決定後、54 日間入院した民間の病院に対しても診療録の開示請求を行い、そこでは医師等の職員名を含むすべてが開示されています。その診療録や、普段通院している病院の診断書も証拠として提出しました。また、開示に同意する旨の、家族の同意書も提出し「かようなおそれはない」と主張して、2016 年 6 月、一部非開示決定の取消しを求めて提訴しました。

これまでの間、東京都は条例を繰り返し述べるだけで、なぜ一部非開示なのかの説明をしていません。合理的な理由がないまま、安易かつ差別的に開示を拒むことは許されません。みなさまの関心が大きな力になります。ぜひ支援の傍聴をお願いいたします。

第 5 回口頭弁論

2017 年 3 月 3 日 (金) 13 時 40 分 東京地方裁判所 803 号法廷

~~~~~ A さんからみなさんへ メッセージ ~~~~~

私の身に起きた出来事は、そもそも、当初から現在に至るまで、家族や他人(医療者等を含む)と私の中で起きた問題です。関係者の都合等で、事実を歪め、本来あるべき問題の解決から遠ざけ、そのことで苦しんで身動きが取れない状態像だけを切り取り、診断名をつけて投薬ないし拘禁することまで、現在でも医学とされたり、当然の医療とされたりしています。福祉サービスやピアなど、医療と隣接する領域も、結局は、おおむねそうした考え方を前提とするものです。今までどこで何をやっても、人間的で本来的な解決の道を歪められ、何もかもが、ますますややこしくこじれるばかりでした。本当に余りにもでたらめすぎます。こんなでたらめが、いつまでまかり通るのでしょうか？世の中はいつまで是認し続けるのでしょうか？30 年前、自ら精神科を受診してしまっ以来、医療の名の下、あまりにも歪められた渦中におかれ続け、私はその歪みの圧力に対して持ち堪えるのが精いっぱい、生きた心地がしたことはありません。その渦中から、本当の意味の脱出をしようと私は思っています。どうかご支援をよろしくお願いいたします。

発行 DPI 障害者権利擁護センター

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5階

電話 03-5282-3137、FAX 03-5282-0017

e-mail kenriyogo@dpi-japan.org

お問い合わせ 担当:西田(ニシダ)